

する法人税の課税標準若しくは欠損金額又は恒久的施設帰属所得に係る所得に対する法人税の額を計算することができる。

(確定申告に係る更正等による所得税額等の還付)

第一百四十七条の三 外国法人の提出した確定申告書に係る法人税につき更正（当該法人税についての更正の請求（国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求をいう。次条において同じ。）に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項において「更正等」という。）があつた場合において、その更正等により第一百四十四条の六第一項第五号（確定申告）に掲げる金額（同項第八号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額）若しくは同項第六号に掲げる金額（同項第九号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額）又は同条第二項第三号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その外国法人に対し、その増加した部分の金額に相当する税額を還付する。

2 第百三十三条第二項（確定申告又は連結確定申告に係る更正等による所得税額等の還付）の規定は前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合について、同条第三項の規定は前項の規定に

による還付金を同項の外国法人の提出した確定申告書に係る事業年度の第百四十一号第一号又は第二号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る所得に対する法人税で未納のものに充当する場合について、それぞれ準用する。

3 第一項の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）につき充当をする場合の方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（確定申告に係る更正等又は決定による中間納付額の還付）

第百四十七条の四 中間申告書を提出した外国法人である普通法人のその中間申告書に係る事業年度の法人税につき国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定があつた場合において、その決定に係る第一百四十四条の六第一項第十一号又は第二項第五号（確定申告）に掲げる金額があるときは、税務署長は、その普通法人に対し、当該金額に相当する中間納付額を還付する。

2 中間申告書を提出した外国法人である普通法人のその中間申告書に係る事業年度の法人税につき更正（当該法人税についての処分等（更正の請求に対する処分又は国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。）に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項におい

て「更正等」という。）があつた場合において、その更正等により第一百四十四条の六第一項第十一号又は第二項第五号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その普通法人に対し、その増加した部分の金額に相当する中間納付額を還付する。

- 3 第百三十四条第三項（確定申告又は連結確定申告に係る更正等又は決定による中間納付額の還付）の規定は前二項の規定による還付金の還付をする場合について、同条第四項の規定は前二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合について、同条第五項の規定は前二項の規定による還付金をその額の計算の基礎とされた中間納付額に係る事業年度の第一百四十二条第一号又は第二号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る所得に対する法人税で未納のものに充当する場合について、第一百三十四条第六項の規定はこの項において準用する同条第三項の規定による還付金について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項第一号中「第七十四条第一項」とあるのは「第一百四十四条の六第一項若しくは第二項（確定申告）」と、同項第一号中「第七十四条第一項」とあるのは「第一百四十四条の六第一項若しくは第二項」と読み替えるものとする。

- 4 第一項又は第二項の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）につき充当をする場合の方

法その他第一項又は第二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三編第五章を同編第六章とし、第一百四十六条の次に次の二章を加える。

第五章 恒久的施設に係る取引に係る文書化

第一百四十六条の二 恒久的施設を有する外国法人は、第一百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得（以下この条において「恒久的施設帰属所得」という。）を有する場合において、当該外国法人が他の者との間で行つた取引のうち、当該外国法人の各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、当該取引から生ずる所得が当該外国法人の恒久的施設に帰せられるものについては、財務省令で定めるところにより、当該恒久的施設に帰せられる取引に係る明細を記載した書類その他財務省令で定める書類を作成しなければならない。

2 恒久的施設を有する外国法人は、恒久的施設帰属所得を有する場合において、当該外国法人の第一百三十八条第一項第一号に規定する本店等と恒久的施設との間の資産の移転、役務の提供その他の事実が同号に規定する内部取引に該当するときは、財務省令で定めるところにより、当該事実に係る明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類を作成しなければならない。

第一百四十九条第一項中「第一百四十一条第四号（外国法人に係る法人税の課税標準）に掲げる外国法人に該当する」を「恒久的施設を有しない外国法人である」に、「同条第一号から第三号までに掲げる外国法人のいざれかに該当する」を「恒久的施設を有する」に、「第一百三十八条第一項第四号（国内源泉所得）」に、「第一百三十八条第二号（人的役務の提供事業に係る対価）」を「第一百三十八条第一項第四号（国内源泉所得）」に、「第一百四十一条第四号に掲げる」を「第一百四十二条第二号（課税標準）に定める」に、「第一百三十八条第二号に」を「同項第四号に」に、「その該当する」を「その恒久的施設を有する」に、「その有する」を「その対価以外のものを有する」に改め、同条第二項中「該当する」を「である」に改める。

第一百五十条第三項中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改める。

第一百五十条の二第一項中「取引を」を「取引（恒久的施設を有する外国法人にあつては、第一百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。以下この項において同じ。）を」に改める。

第一百五十九条第一項中「（第一百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）」及び「（第一百四十四条（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）」を削り、

「若しくは第八十九条第二号」を「第八十九条第一号」に、「法人税の額につき」を「法人税の額若しくは第一百四十四条の六第一項第三号若しくは第四号（確定申告）に規定する法人税の額（第一百四十四条（外国法人に係る所得税額の控除）において準用する第六十八条の規定又は第一百四十四条の二（外国法人に係る外国税額の控除）の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同項第三号又は第四号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした法人税の額）若しくは第一百四十四条の六第二項第二号に規定する法人税の額（第一百四十四条において準用する第六十八条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないでした法人税の額）につき」に、「又は第一百四十五条第一項」を「又は第一百四十四条の十三第十二項（欠損金の繰戻しによる還付）」に改め、同条第二項中「（第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、「又は第八十九条〔〔第八十九条〔〔に、〕〕の規定〕〕を「又は第一百四十四条の六第一項若しくは第二項の規定〕」に改め、「（第一百四十四条において準用する場合を含む。）」を削り、「又は第八十九条第二号」を「第八十九条第二号」に、「法人税の額につき」を「法人税の額又は第一百四十四条の六第一項第三号若しくは第四号に規定する法人税の額（第一百四十四条において準用する第六十八条の規定又は第一百四十四条の二の規定

定により控除をされるべき金額がある場合には、同項第三号又は第四号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした法人税の額）若しくは第一百四十四条の六第二項第二号に規定する法人税の額（第一百四十四条において準用する第六十八条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないでした法人税の額）につき」に改める。

第一百六十条中「（第一百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）」を削り、「又は第八十九条」を「第八十九条」に、「」の規定を「又は第一百四十四条の六第一項若しくは第二項（確定申告）の規定」に改める。

第一百六十二条中「（第一百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）」を削り、「又は第八十八条」を「第八十八条」に、「申告書（）」を「申告書又は第一百四十四条の三第一項（中間申告）の規定による申告書で第一百四十四条の四第一項各号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に掲げる事項を記載したもの若しくは第一百四十四条の三第二項の規定による申告書で第一百四十四条の四第二項各号に掲げる事項を記載したもの（）」に改める。

別表第二高压ガス保安協会の項の次に次のように加える。

(地方法人税法の一部改正)

第四条 地方法人税法(平成二十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二条第十号の次に次の一号を加える。

十の二 恒久的施設 法人税法第二条第十二条の十八に規定する恒久的施設をいう。

第六条第二号を次のように改める。

二 法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書を提出すべき外国法人 次に掲げる外国法人の区分に応じ次に定める金額

イ 恒久的施設を有する外国法人 当該外国法人の法人税の課税標準である各事業年度の次に掲げる
国内源泉所得(法人税法第二百三十八条第一項に規定する国内源泉所得をいう。以下この号において
同じ。)に係る所得の金額の区分ごとに、同法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定
(同法第二百四十四条及び第二百四十四条の二の規定を除く。)により計算した法人税の額の合計額
(附帯税の額を除く。)

(1) 法人税法第百四十二条第一号イに掲げる国内源泉所得

(2) 法人税法第百四十二条第一号ロに掲げる国内源泉所得

口 恒久的施設を有しない外国法人 当該外国法人の法人税の課税標準である各事業年度の国内源泉所得に係る所得の金額につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第一百四十二条の規定を除く。）により計算した法人税の額（附帯税の額を除く。）

第十二条第一項中「所得でその源泉が国外にあるもの」を「国外所得金額（同項に規定する国外所得金額をいう。）」に改め、同条第五項中「第一項又は第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第六十九条第九項」を「第六十九条第十五項」に、「第一項」を「第一項」に、「ついて準用」を「ついて、同法第一百四十二条の二第九項の規定は第三項の規定を適用する場合について、それぞれ準用」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に、「連結所得でその源泉が国外にあるもの」を「連結国外所得金額（法人税法第八十二条の十五第一項に規定する連結国外所得金額をいう。）」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 恒久的施設を有する外国法人が各課税事業年度において法人税法第百四十四条の二第一項の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の同項に規定する控除対象外国法人税の額が同項に規定する控除限度額を超えるときは、当該課税事業年度の恒久的施設帰属地方法人税額（第六条第二号イ(1)に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき同法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を除く。）により計算した法人税の額のみを課税標準法人税額として第十条の規定を適用して計算した場合の地方法人税の額に相当する金額として政令で定める金額をいう。）のうち当該外国法人の当該課税事業年度の国外所得金額（同項に規定する国外所得金額をいう。）に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額を当該課税事業年度の同号に定める基準法人税額に対する地方法人税の額から控除する。

第十六条第一項中「（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）又は第八十一条の十九」を「第八十二条の十九又は第一百四十四条の三」に改める。

第十七条第一項中「（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）又は第八十二条の二十

第一項」を「第八十二条の二十第一項又は第一百四十四条の四第一項若しくは第二項」に改め、同条第二

項中「第十二条第五項」を「第十二条第六項」に改める。

第十九条第三項中「法人税法第一百四十二条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する法人」を「恒久的施設を有する外国法人」に、「これらの号に掲げる外国法人のいずれにも該当しない」を「恒久的施設を有しない」に、「法人税法第一百四十二条第四号に掲げる外国法人に該当する法人」を「恒久的施設を有しない外國法人」に、「同法第一百三十八条第二号」を「法人税法第一百三十八条第一項第四号」に、「その該当しない」を「その有しない」に改め、同条第五項中「第七十五条若しくは第七十五条の二（これららの規定を同法第一百四十五条第一項）を「第七十五条（同法第一百四十四条の八）に、「（同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第七十五条の二（同法第一百四十四条の八）に、「（同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第八十一条の二十二第一項」を「第八十一条の二十二第一項又は第一百四十四条の六第一項若しくは第二項」に、「第七十四条第一項の」を「第七十四条第一項又は第一百四十四条の六第一項若しくは第二項の」に改める。

第二十三条第一項中「又は第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。」を「において準用する場合を含む。」に、「提出した法人」を「提出した内国法人又は同法第一百四十四条の十三第十一項の

還付請求書を提出した外国法人」に、「第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。以下」を「第一百四十四条の十三第十二項において準用する場合を含む。以下」に、「還付所得事業年度又は」を「還付所得事業年度、」に改め、「還付所得連結事業年度」の下に、「同法第一百四十四条の十三第一項第一号に規定する還付所得事業年度、同項第一号に規定する還付所得事業年度又は同条第二項に規定する還付所得事業年度」を加え、「当該法人」を「当該内国法人又は外国法人」に改め、同項ただし書中「又は同法」を「同法」に、「欠損連結事業年度に」を「欠損連結事業年度、同法第一百四十四条の十三第一項第一号に規定する欠損事業年度、同項第二号に規定する欠損事業年度又は同条第二項に規定する欠損事業年度に」に改め、同条第二項中「第一百四十五条第一項」を「第一百四十四条の十三第十二項」に改める。

第二十四条第一号中「（同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる金額」を「に掲げる金額若しくは同法第一百四十四条の六第一項第一号から第十一号まで若しくは同条第二項第一号から第五号までに掲げる金額」に改める。

（相続税法の一部改正）

第五条 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第四項ただし書中「五十万円未満」を「百万円以下」に改める。

第五十九条第五項中「所轄税務署長」の下に「（次項において「所轄税務署長」という。）」を加え、同条第六項中「第四項」を「第四項又は前項」に、「前項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 調書を提出すべき者が、政令で定めるところにより所轄税務署長の承認を受けた場合には、その者は、第一項又は第二項の規定及び第四項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる方法のいずれかの方法により、当該調書の記載事項を財務省令で定める税務署長に提供することができる。

（登録免許税法の一部改正）

第六条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三の一の項の第三欄の第三号中「の用」を「若しくは同法第六条の三第九項（定義）に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業若しくは同条第十二項に規定する事業所内保育事業（以下「家庭的保育事業等」という。）の用」に改め、同欄に次のように加える。

一四 自己の設置運営する認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進

進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項（定義）に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記

別表第三の一の項の第四欄中「第三号」を「第四号」に改め、同表の五の二の項の第三欄の第二号中「保育所」の下に「若しくは家庭的保育事業等」を加え、同欄に次のように加える。

三　自己の設置運営する認定こども園の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記

別表第三の五の二の項の第四欄中「又は第一号」を「から第三号までのいづれか」に改め、同表の十の項の第三欄の第一号中「権利の取得登記」の下に「（第三号に掲げる登記を除く。）」を加え、同欄に次のように加える。

三　自己の設置運営する保育所若しくは家庭的保育事業等の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育の用に供する土地の権利の取得登記

四　自己の設置運営する認定こども園の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地そ

――の他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記――

別表第三の十の項の第四欄中「又は第一号」を「から第四号までのいずれか」に改め、同表の十二の項

の第三欄の第三号中「保育所」の下に「若しくは家庭的保育事業等」を加え、同欄に次のように加える。

四　自己の設置運営する認定こども園の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地そ

の他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記

別表第三の十二の項の第四欄中「第三号」を「第四号」に改め、同表の二十一の項の第二欄の第二号中「各種学校を」を「各種学校並びに学校法人が設置運営する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項（定義）に規定する幼保連携型認定こども園を」に改める。

（国税通則法の一部改正）

第七条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第三号中「法人税　事業年度」を「法人税及び地方法人税　事業年度」に改める。

第十九条第四項第三号ハ中「第一百四十五条第一項（外国法人に対する準用）」を「第一百四十四条の十三

第十二項（欠損金の繰戻しによる還付）」に、「の規定」を「若しくは地方法人税法（平成二十六年法律

第三号) 第二十三条第一項(欠損金の繰戻しによる法人税の還付があつた場合の還付)の規定に改める。

第二十一条第二項中「法人税」の下に「、地方法人税」を加える。

第三十条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「法人税」の下に「、地方法人税」を加える。

第三十三条第二項中「法人税」の下に「、地方法人税」を加える。

第四十三条第二項中「法人税」の下に「、地方法人税」を加え、同項第一号中「とき。当該処分」を「とき 当該処分」に改め、同項第二号中「とき。旧納税地」を「とき 旧納税地」に改める。

第四十六条第三項中「掲げる税額」を「定める税額」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 税務署長等は、前二項の規定による納税の猶予をする場合には、その猶予に係る国税の納付については、その猶予をする期間内において、その猶予に係る金額をその者の財産の状況その他事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付させることができる。この場合においては、分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額を定めるものとする。

第四十六条第五項ただし書中「五十万円」を「百万円」に改め、「である場合」の下に「その猶予の期間が三月以内である場合」を加え、同条に次の二項を加える。

8 第四項の規定は、税務署長等が、前項の規定により第二項又は第三項の規定による納税の猶予をした期間を延長する場合について準用する。

9 税務署長等は、第四項（前項において準用する場合を含む。）の規定によりその猶予に係る金額を分割して納付させる場合において、納税者が第四十七条第一項（納税の猶予の通知等）の規定により通知された分割納付の各納付期限ごとの納付金額をその納付期限までに納付することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるとき又は第四十九条第一項（納税の猶予の取消し）の規定により猶予期間を短縮したときは、その分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額を変更することがで

きる。

第四十六条の次に次の二条を加える。

（納税の猶予の申請手続等）

第四十六条の二 前条第一項の規定による納税の猶予の申請をしようとする者は、同項の災害によりその

者がその財産につき相当な損失を受けたことの事実の詳細、当該猶予を受けようとする金額及びその期間その他の政令で定める事項を記載した申請書に、当該事実を証するに足りる書類を添付し、これを税務署長等に提出しなければならない。

2 前条第二項の規定による納税の猶予の申請をしようとする者は、同項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づきその国税を一時に納付することができない事情の詳細、当該猶予を受けようとする金額及びその期間、分割納付の方法により納付を行うかどうか（分割納付の方法により納付を行う場合には、分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額を含む。）その他他の政令で定める事項を記載した申請書に、当該該当する事実を証するに足りる書類、財産目録、担保の提供に関する書類その他の政令で定める書類を添付し、これを税務署長等に提出しなければならない。

3 前条第三項の規定による納税の猶予の申請をしようとする者は、同項各号に定める税額に相当する国税を一時に納付することができない事情の詳細、当該猶予を受けようとする金額及びその期間、分割納付の方法により納付を行うかどうか（分割納付の方法により納付を行う場合には、分割納付の各

納付期限及び各納付期限ごとの納付金額を含む。）その他の政令で定める事項を記載した申請書に、財産目録、担保の提供に関する書類その他の政令で定める書類を添付し、これを税務署長等に提出しなければならない。

4 前条第七項の規定による猶予の期間の延長を申請しようとする者は、猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付することができないやむを得ない理由、猶予期間の延長を受けようとする期間、分割納付の方法により納付を行うかどうか（分割納付の方法により納付を行う場合には、分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額を含む。）その他政令で定める事項を記載した申請書に、財産目録、担保の提供に関する書類その他の政令で定める書類を添付し、これを税務署長等に提出しなければならない。

5 第一項、第二項又は前項の規定により添付すべき書類（政令で定める書類を除く。）については、これらの規定にかかわらず、前条第一項若しくは第二項（第一号、第二号又は第五号（同項第一号又は第二号に該当する事実に類する事実に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定による納税の猶予又はその猶予の期間の延長をする場合において、当該申請者が当該添付すべき書類を提出することが困

難であると税務署長等が認めるときは、添付することを要しない。

6 税務署長等は、第一項から第四項までの規定による申請書の提出があつた場合には、当該申請に係る事項について調査を行い、前条の規定による納税の猶予若しくはその猶予の期間の延長をし、又はその納税の猶予若しくはその猶予の延長を認めないものとする。

7 税務署長等は、第一項から第四項までの規定による申請書の提出があつた場合において、これらの申請書についてその記載に不備があるとき又はこれらの申請書に添付すべき書類についてその記載に不備があるとき若しくはその提出がないときは、当該申請者に対して当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出を求めることができる。

8 税務署長等は、前項の規定により申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求める場合においては、その旨及びその理由を記載した書面により、これを当該申請者に通知する。

9 第七項の規定により申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた当該申請者は、前項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して二十日以内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなければならない。この場合において、当該期間内に当該申請書の